**【別記様式4】**

**用途チェックシート**

　以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等ＷＥＢ、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 別  表  行  為 | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 | はい・いいえ |
| ②核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| ③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ④重水の製造 | はい・いいえ |
| ⑤核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| ⑥核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの  ａ　化学物質の開発又は製造  ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵  ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵  ｄ　宇宙に関する研究 | はい・いいえ |
| 輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用 | | はい・いいえ |

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用  途  要  件  の  除  外 | ①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |

(※)別表　　一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの　を含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二　産業用の発破器

三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品